

応募要項



Save the Children
セーブ・ザ・チルドレン

セーブ・ザ・チルドレン「ハロー！ベビーボックス」2025 年秋のお知らせ

～新生児に必要な育児用品をお届けします～

子ども支援専門の国際 NGO セーブ・ザ・チルドレンは、赤ちゃんを迎える準備をお手伝いするため、経済的に困りの妊産婦を対象に新生児の育児用品をお届けいたします。ぜひお申込みください。

※本事業についての詳細はこちらの特設サイトからご確認ください。

<https://www.savechildren.or.jp/lp/hellobb/>



【「ハロー！ベビーボックス」2025 年秋について】

新生児に必要な育児用品をお贈りします。(発送は 2025 年 11 月末を予定)

内容例

新生児用または S サイズオムツ※／無添加衣類用洗剤／
ベビーソープ／おしりふき／新生児用肌着セット／入浴布／
ガーゼハンカチ／体温計／ガラガラ／
お母さん用リラックスグッズ
など

※オムツのサイズについてはお選びいただけませんのであらかじめ
ご了承ください。写真は参考です。内容物については変わる可能性があります。



【応募条件】

ご応募にあたっては、次の1～3の条件すべてを満たしている必要があります。

※外国籍や在留資格が不安定な方も応募いただけます。

※応募内容について審査を行い、応募条件に該当するか確認します。該当する方が定員を超過した場合は、お送りできない場合があります。また定員に満たない場合でも応募条件に該当しない場合はお送りいたしかねます。なお、審査の詳細についてはお答えできかねますので、あらかじめご了承ください。

1. 応募締め切り時(2025年11月14日)に妊娠 22 週以降～産後 1 ヶ月程度である。

※応募締め切り時に産後 1 か月程度＝10 月 17 日ごろ出産(予定)。

2. 次のいずれかに該当する。

A. 若年妊娠(20 歳未満の妊娠)または学生(妊娠後に退学・中退された方、20 歳以上も含む)

B. 多子世帯(妊娠中の子を含め、18 歳未満の子どもを 3 人以上扶養している)

※妊娠中の子が双子の場合は 2 人と数えます。

C. 応募時点で未婚またはひとり親

D. 妊産婦に知的障害、精神疾患がある(障害者手帳の有無は問いません)

E. 難民申請中・仮放免中・避難民など、在留資格が不安定で公的制度を利用できない

F. その他上記以外で新生児用品の準備が困難で支援を必要とする

※F のみに該当する方は、理由によっては対象外となる場合があります。あらかじめご了承ください。

3. 収入の条件

セーブ・ザ・チルドレンが定める目安額程度(非課税世帯年収プラス 20 万円程度。生活保護受給世帯もご応募いただけます。)
 くわしくは[ウェブサイト](#)、応募フォームでご確認ください。

【応募期間】

2025年9月 25 日(木)12:00(正午)～2025年11月14日(金)12:00(正午)

※応募期間を過ぎた場合は、どのような理由であっても受け付けることはできませんのでご了承ください。

【応募方法】

① 応募条件ごとに必要な書類(母子手帳は全員必須)をスマートフォンで撮影し、ご用意ください。

<必要書類>

◆ 若年妊娠の方・25 歳までの学生の方 ※26歳以上の学生の場合は、学生証に追加して妊娠婦の収入証明が必要です。

1. 母子手帳の表紙(自治体名、氏名、交付年月日の記載があるページ)
2. 生計を同一にする配偶者・パートナーがいる場合は、その方の収入を証明する書類(下記の 2.妊娠婦本人の収入を証明する書類を参照ください。未婚・ひとり親の方は不要です。)
3. 若年妊娠の方は、年齢を証明する書類(保険証、免許証、母子手帳の生年月日欄のページなど)
4. 学生の方は、学生証(学校名は消していただいても構いません。)

◆ それ以外の方

1. 母子手帳の表紙(B.多子世帯に該当する方は表紙に第何子かの記載が必要です。)
2. 妊娠婦本人の収入を証明する次のいずれかの書類(令和6年源泉徴収票、令和7年度(非)課税証明書、児童扶養手当証書※、令和7年分確定申告書控え、生活保護受給者証、いずれもない場合は一番最近の給与明細、オンライン銀行口座または通帳の給与振り込みがわかるページ)
3. 生計を同一にする配偶者・パートナーがいる場合は、上記と同じ収入を証明するいずれかの書類(未婚・ひとり親の方は不要です。)

※ 児童扶養手当を利用されている方は、2.妊娠婦本人の収入を証明する書類として、必ず児童扶養手当証書をご提出ください。一部支給の方は上記の収入を証明する書類もあわせてご提出ください。

※ 応募時点で無職の場合は、雇用保険被保険者証をご提出ください。1年以上無職期間がある場合は、(非)課税証明書、住民税決定通知書、保育料通知書などをご提出ください。

※ E.難民申請中・仮放免中・避難民など滞在資格が不安定で公的制度を利用できない方については、仮放免許可証、難民申請に関する書類をご提出ください。ご不明な場合は個別にお問い合わせください。

② 下のリンクもしくは QR から応募フォームにアクセスし、必要事項の記入と、①で用意した書類の画像を添付のうえ送信してください。

【応募フォーム】

●以下のリンクもしくは右の QR から
 応募フォームに入り、必要事項を入力し、送信ください。

<https://x.ad/L2CZV>



【応募に関する問い合わせ先】

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

国内事業部 ハロー！ベビーボックス担当

TEL:03-6859-0398

FAX:03-6859-0069 (電話対応時間:平日 9 時～17 時)

問い合わせフォーム:<https://x.ad/b9p71>

Email: japan.hello-baby@savechildren.or.jp

セーブ・ザ・チルドレン「ハロー！ベビーボックス」2025年秋代理応募のご案内

- ◆ 本事業は①妊産婦ご自身での応募 ②自治体・公的機関・支援団体・医療機関による代理応募の2通りでお申込みいただけます。①につきましては、対象に該当され、かつご自身での応募が可能と思われる妊産婦の方への周知をお願いいたします。(応募要項のQRよりご応募いただけます。)
- ◆ ②自治体・公的機関・支援団体・医療機関による代理応募について
対象となる妊産婦の方ご自身での応募が難しい場合は、妊産婦の方の同意があれば、自治体・公的機関・支援団体・医療機関が代理で応募いただけます。代理応募いただいた場合、優先的にボックスをお送りいたします※。代理応募の場合は、実際の応募時に必要とされる書類(母子手帳の表紙ページ、収入証明の書類等)の提出は必須ではありませんが、可能であればご提出ください。
支援団体による代理応募の場合は、別途団体確認のため、ご連絡する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※応募多数の場合は、フォーム内容から判断し、団体内で審査を行います。その結果、提供が難しい場合や提供数を制限させていただく場合もあります。なお、審査の詳細についてはお答えできかねますので、あらかじめご了承ください。

【代理応募フォーム】

応募締め切り 2025年11月14日(金)12:00(正午)

- 以下のリンクもしくはQRから代理応募フォームに入り、必要事項を入力し、送信ください。

<https://x.gd/B6aZn>



- ◆ 応募条件について
・本事業については応募条件を設けています(応募要項参照)。A～Eのいずれかに該当しない場合でも、自治体・公的機関・支援団体・医療機関が支援が必要と判断した方は、「F. その他上記以外で新生児用品の準備が困難で支援を必要とする方」としてご応募いただけますが、ご希望の理由によってはA～Eに該当される方を優先させていただく場合があります。

・応募にあたっては基本的に応募締め切り日(2025年11月14日)時点で妊娠22週以降～産後1か月程度の方を対象としていますが、自治体・公的機関・支援団体・医療機関の判断によってはこれ以前、以降のご応募も可能です。代理応募フォームの自由記述欄にご事情の記入をお願いいたします。発送は11月末を予定しています。出産後のご応募の場合はボックス到着時にオムツサイズが小さい可能性もありますのでご注意ください。

・生活保護を受給されている方については自治体・公的機関のご判断によりご応募いただけます。①妊産婦ご自身でご応募いただく際は、生活保護受給者証を証明書類として提出する必要があります。②代理応募の場合は必要ありません。

・ボックスの配送は自治体・公的機関・支援団体・医療機関宛にお送りします。
- ◆ 外国籍の方も応募いただけます。セーブ・ザ・チルドレンの「ハロー！ベビーボックス」の特設サイト <https://www.savechildren.or.jp/lp/hellobb> から英語・中国語要項をダウンロードいただけます。また、その他の言語につきましては、要項記載の【問い合わせ先】より別途お問い合わせください。